

特許庁業務・システム最適化に係る
特許庁運営基盤システム

調達計画書

情報システムの 区分	特定情報システム 該当性
(A) 最適化対象業務・ システムの構築	特定情報システムに 該当

平成 21 年 11 月

特許庁 総務部 情報システム室

1.	本文書の目的	1
2.	業務の概要	1
2.1.	業務・システム最適化の概要	1
2.1.1.	業務・システム最適化の概要	1
2.1.2.	本調達計画書の範囲	2
2.2.	対象業務の概要	2
3.	調達計画	3
3.1.	特許庁運営基盤システムのシステム方式	3
3.2.	設計・開発工程における分離調達内容	3
3.3.	ハードウェアとソフトウェアの分離調達内容	4
3.4.	設計・開発工程と運用工程との分離調達内容	4
3.5.	特許庁運営基盤システム構築の推進体制について	5
3.6.	全体スケジュール	5
3.7.	各工程の作業概要について	7
3.7.1.	プロジェクト管理支援	7
3.7.2.	外部設計	7
3.7.3.	内部設計	7
3.7.4.	開発	7
3.7.5.	ハードウェア納入	7
3.7.6.	結合テスト	7
3.7.7.	総合テスト	7
3.7.8.	運用準備	7
3.7.9.	受入テスト（ユーザテスト）	7
3.7.10.	業務試行	7
3.8.	各担当業者の役割について	8
3.9.	今後の各調達の詳細スケジュール	9
4.	その他調達内容に関する事項	10
4.1.	評価方式及び契約形態	10
4.2.	知的財産権の取扱い	10
4.3.	入札制限	10
4.3.1.	応札条件	10
4.3.2.	留意事項	11
4.3.3.	再委託	11
4.4.	制約条件等	11
5.	本計画書の妥当性証明について	11
5.1.	調達担当課室の長	11
5.2.	CIO補佐官等	11
6.	本計画書に関する窓口連絡先	11

1. 本文書の目的

平成 19 年 3 月 1 日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、「情報システムに係る政府調達の基本指針」が決定された。当指針においては、プロジェクトの実現性、調達の競争性、構築されたシステムの拡張性等を十分に検討した上で調達がなされることを目的に、構築する情報システムの方式及びスケジュール等を検討し、その結果を明記した調達計画書を作成するものとなっている。

一方、「特許庁業務・システム最適化計画」にて実施しようとしている特許庁総合基盤システムの導入においては、今後、各種業者を調達し、参画させていくことを想定しており、これらの調達の計画等を取りまとめる必要がある。

本文書では、前述の基本指針の主旨に則り、これらの調達の計画等を取りまとめ、その内容を決定・公表することを目的としている。

2. 業務の概要

2.1. 業務・システム最適化の概要

2.1.1. 業務・システム最適化の概要

平成 15 年 7 月に策定された「電子政府構築計画」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）は、行政分野への IT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。これは言い換えれば、「利用者本位で、透明性が高く、効率的で、安全な行政サービスの提供」と「行政内部の業務・システムの最適化（効率化・合理化）」を図ることにほかならない。

また、特許庁は、レガシーシステム等のさらなる刷新の可能性を検討するべく、平成 15 年 2 月より外部専門家によるシステム監査を実施し、現在の特許事務システムの有効性、経済性、効率性について調査（特許事務システムの刷新可能性調査）を行った。

特許庁としては、従来から出願人へのサービス向上を第一の目的としてオンライン化等を推進してきたが、「電子政府構築計画」に示された前述の方向性及び特許事務システムの刷新可能性調査の結果を踏まえ、業務とシステムの全体最適化を目指し、業務処理過程（プロセス）の見直し、業務・システムの将来像、レガシーシステムの見直し等からなる「特許庁業務・システム最適化計画」（以下、最適化計画と称する）を平成 16 年 10 月に策定し、さらに、その改定版を平成 21 年 10 月に公表した。

最適化計画においては、特許庁総合基盤システムを構築するにあたって、開発の効率性等の観点から主に特許等の事務処理を担う特許庁運営基盤システムと先行技術文献等の調査を担う特許庁新検索システムの 2 つに分け開発を行うとともに、特許庁運営基盤システムについては特許庁新検索システムに先行して開発することとしている。

2.1.2. 本調達計画書の範囲

本調達計画書においては、先行して開発する特許庁運営基盤システムについての調達計画を示す。
なお、特許庁新検索システムについての調達計画は、別途定めるものとする。
本調達計画書にて対象とする調達範囲を図 2.1「本調達計画書における調達範囲」に示す。

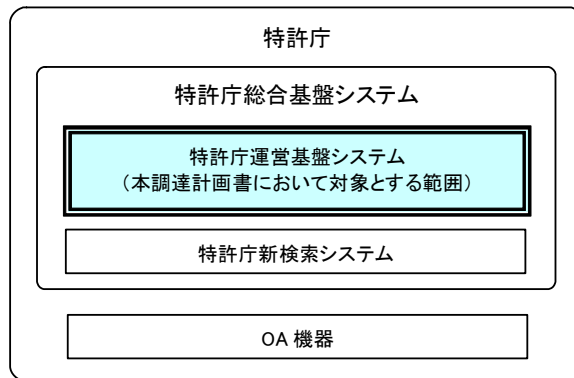


図 2.1 本調達計画書における調達範囲

2.2. 対象業務の概要

特許庁運営基盤システムにおいて対象とする業務の概要を図 2.2「特許庁業務の流れ」に示す。特許庁運営基盤システムにおいて対象とする業務は、特許、実用新案、意匠、商標、国際出願（PCT 受理官庁、PCT 指定官庁）、商標国際出願（マドプロ本国官庁、マドプロ指定国官庁）等の事務処理上必要となる出願の受付（申請人登録、料金、発送、証明・閲覧を含む）、方式審査、実体審査（分類を含む）、登録、審判、公報発行等の業務、及びそれらの業務に係る照会、統計、情報提供等の支援業務である。

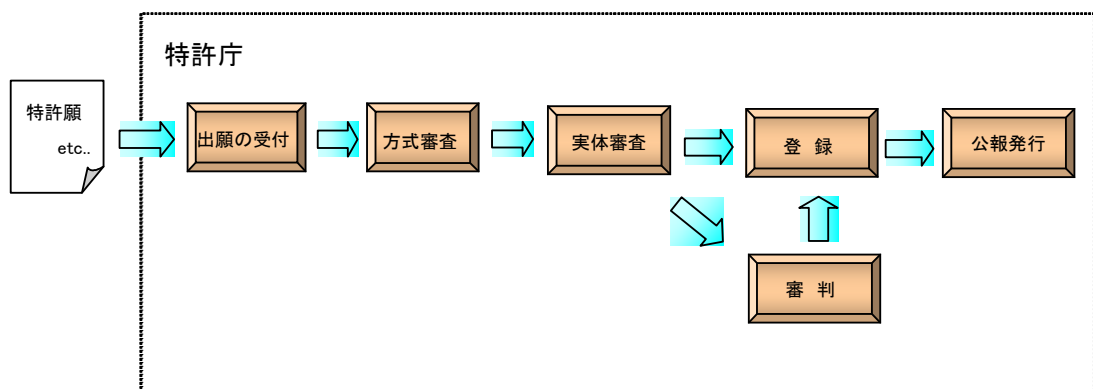


図 2.2 特許庁業務の流れ

3. 調達計画

3.1. 特許庁運営基盤システムのシステム方式

最適化計画に示したとおり、特許庁運営基盤システムについては、組織の枠を超えた業務の最適化を目指し、現状のように複数の個別業務システムが相互に影響しあう複雑なシステムを抜本的に改める必要がある。

この考えに基づき特許庁業務を詳細に分析するとほぼすべての業務に共通して業務を始める契機となる書類があり、その書類を処理するために必要な書類を収集し、業務の終わりとして書類を作成する一連の繰り返しとなっていることが判明した。この結果から共通機能として、作成すべき書類名を知る「仕事契機発見」機能、必要な書類を収集するための「参考書類参照」機能、書類を書くための「仕事結果作成」機能を挙げることができる。また、これらの後方支援機能として書類を蓄積するための「記録原本」機能等の機能を挙げることができる。これらの機能は、各業務で共通的に使用する「基盤機能」として開発することが可能であり、さらに、個別の業務を実現する「業務処理機能」は、「基盤機能」を用いることによって簡易な構成で開発することが可能となる。つまり特許庁運営基盤システムは、「基盤機能」と個別の業務を実現する「業務処理機能」から構成されることとなる。

新システムのプロトタイプを図 3.1「特許庁運営基盤システムの概念図」に示す。

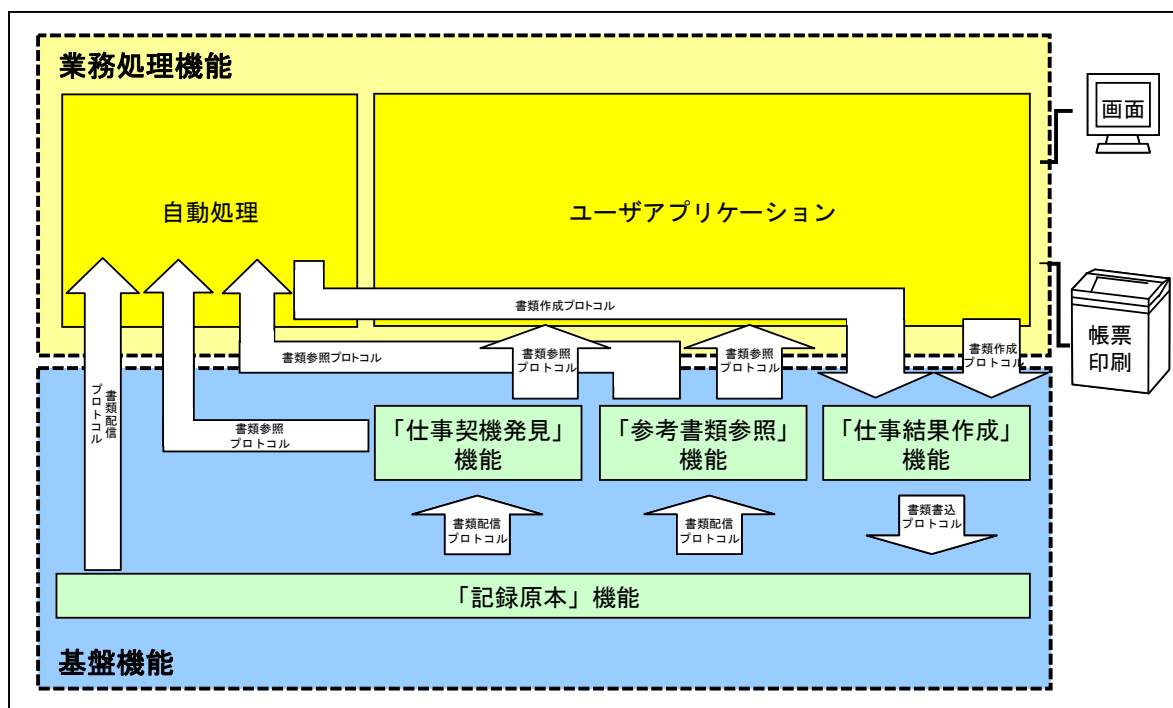


図 3.1 特許庁運営基盤システムの概念図

3.2. 設計・開発工程における分離調達内容

特許庁運営基盤システムは、前述のとおり共通的に使用される「基盤機能」と個別の業務を実現する「業務処理機能」から構成される。したがって、これらを分離して開発する。

業務処理機能については、特許、実用新案、意匠、商標、国際出願、商標国際出願等に関する出願の受付、方式審査、実体審査、登録、審判、公報発行等業務は、共通する機能が多く、しかもそのような機能は集約可能である。したがって簡素化、効率化の観点からこれらの業務（以下、基幹業務と称する）と、

機能が独立している統計等の業務（以下、周辺業務と称する）に分離して開発する。

このうち、全体の設計及び「基盤機能」の開発については、設計・開発担当業者が行うこととしており、既に調達済である。よって、業務処理機能にあたる基幹業務部分に係る開発担当業者、周辺業務部分に係る開発担当業者については、それぞれ調達を行うこととする。

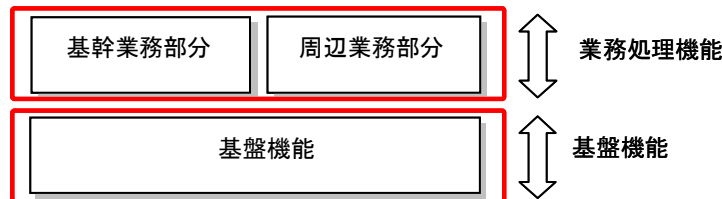


図 3.2 設計・開発工程における分離調達イメージ図

3.3. ハードウェアとソフトウェアの分離調達内容

ハードウェア（オペレーティング・システム、パッケージソフトウェア等を含む）とソフトウェア（基盤機能、業務処理機能にあたる基幹業務、周辺業務）については、分離して調達を行うこととする。なお、クライアントPC、ネットワーク機器等については、既存機器の利用等を行うものとし、本調達計画書の対象外とする。

また、システムを稼働させるための環境として、データセンタ及びバックアップセンタの調達を行うこととする。

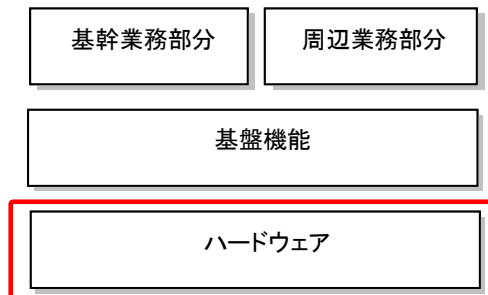


図 3.3 ハードウェアとソフトウェアの分離調達イメージ図

3.4. 設計・開発工程と運用工程との分離調達内容

運用管理サービス（本稼働後の運用管理・ヘルプデスク等の業務、及び本稼働前の受入テスト（ユーザテスト）・業務試行に係る業務）については、設計・開発工程と分離して調達を行うこととする。

3.5. 特許庁運営基盤システム構築の推進体制について

特許庁運営基盤システムは、前述のとおり、「設計・開発担当者」が全体の設計及び「基盤機能」の開発を行うこととしており、既に調達済である。なお、「設計・開発担当者」が全体の設計を行うため、特許庁運営基盤システムの稼働責任を負うものとしている。このため「設計・開発担当者」は特許庁の指示のもと必要な調整等を各関連業者に対して行うこととする。また、「基幹業務部分に係る開発担当者」及び「周辺業務部分に係る開発担当者」については、それぞれ調達を行う。

なお、調達済であるプロジェクト管理支援業者は、「設計・開発担当者」、「基幹業務部分に係る開発担当者」、「周辺業務部分に係る開発担当者」、「ハードウェア納入業者」、「運用管理サービス担当者」、「データセンタ担当者」、「バックアップセンタ担当者」についての全般的な作業進捗の管理、各担当者間の調整等において特許庁職員を支援する。

特許庁運営基盤システム構築の推進体制を図 3.4「体制図」に示す。

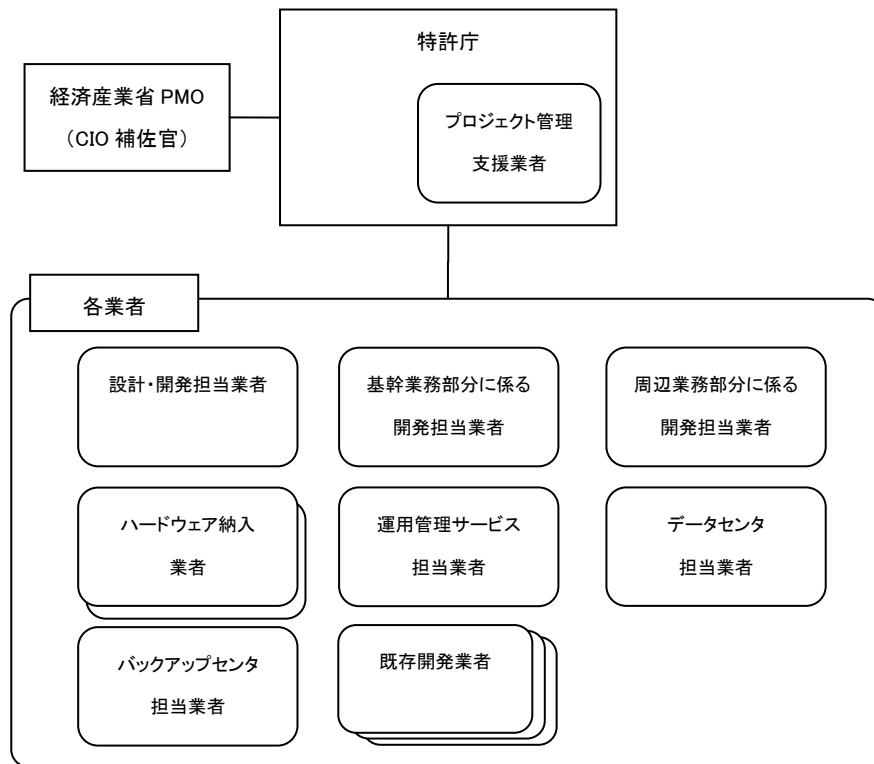


図 3.4 体制図

3.6. 全体スケジュール

全体スケジュールを、図 3.5「特許庁運営基盤システムに係る全体スケジュール」に示す。

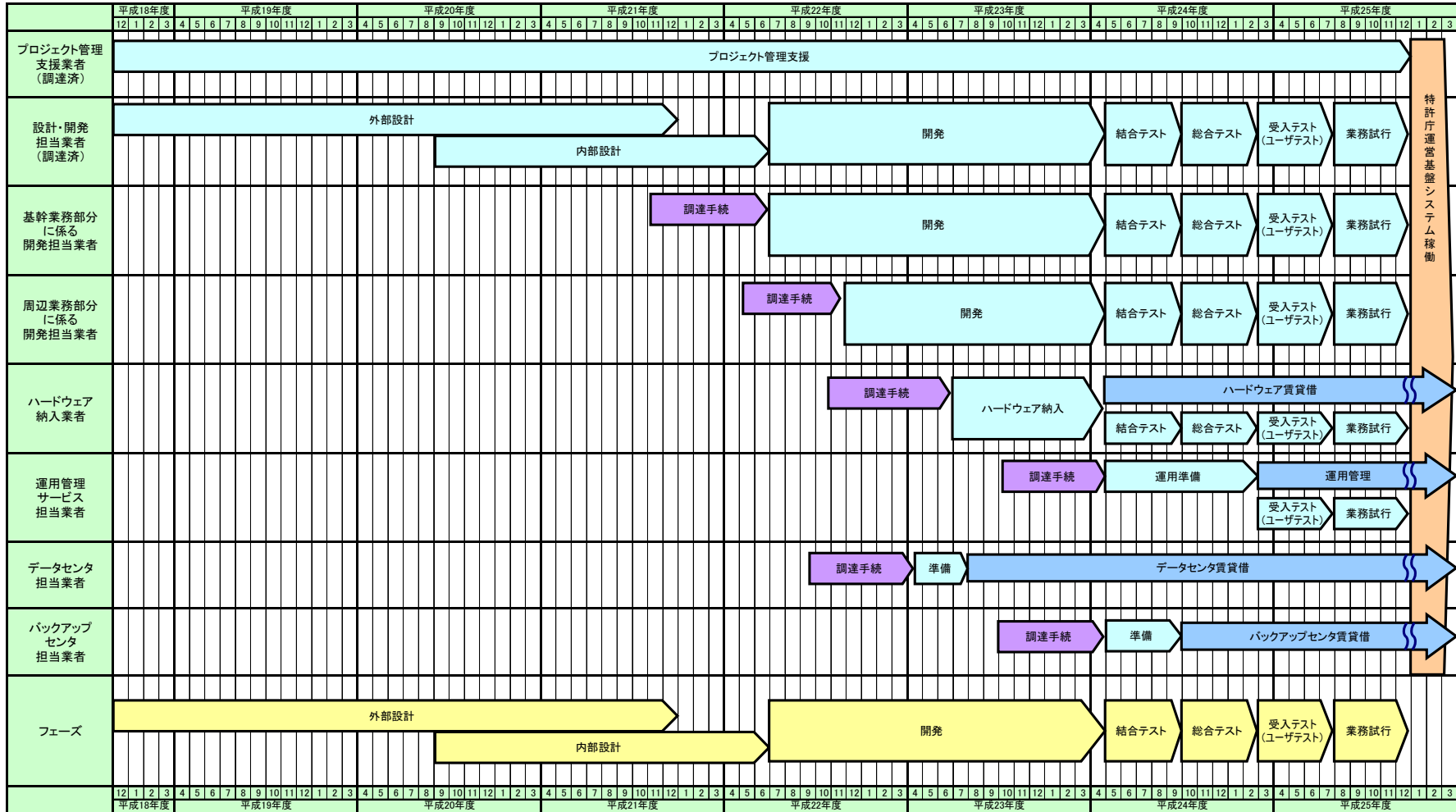


図 3.5 特許庁運営基盤システムに係る全体スケジュール

3.7. 各工程の作業概要について

「3.6 全体スケジュール」にて表す各工程の作業概要を以下に示す。

3.7.1. プロジェクト管理支援

プロジェクト管理支援業者が実施する、プロジェクト管理、工程進捗管理及び調達等の支援作業。

3.7.2. 外部設計

設計・開発担当業者が実施する、要件設計、機能設計等の作業。

3.7.3. 内部設計

設計・開発担当業者が実施する、詳細設計、運用設計、ハードウェアの設備設計等の作業。

3.7.4. 開発

設計・開発担当業者、基幹業務部分に係る開発担当業者、周辺業務部分に係る開発担当業者が実施する、プログラム開発及び単体テスト等の作業。

3.7.5. ハードウェア納入

ハードウェア納入業者が実施する、機器のハードウェア、オペレーティング・システム、ミドルウェア等の納入、据付、環境設定及び既存機器との接続確認等の作業。

3.7.6. 結合テスト

設計・開発担当業者、基幹業務部分に係る開発担当業者、周辺業務部分に係る開発担当業者が実施する、結合テスト等の作業。

3.7.7. 総合テスト

設計・開発担当業者が主管となり、基幹業務部分に係る開発担当業者、周辺業務部分に係る開発担当業者、ハードウェア納入業者が実施する、システム全体の機能の確認を目的とする検証。

3.7.8. 運用準備

運用管理サービス担当業者が実施する、運用管理サービスを行う環境準備、教育・研修の準備等の作業。

3.7.9. 受入テスト（ユーザテスト）

特許庁及び運用管理サービス担当業者が実施する、発注者による受入として、特許庁運営基盤システムが問題なく運用できることの確認を目的とする検証。

3.7.10. 業務試行

設計仕様どおりに機能する本稼働時と同等のシステムに対して、庁職員により、組織の枠を超えた業務についての十分な習熟を図る作業。また、申請人、情報利用者及び外部機関についても新システムについて十分な習熟を行う作業。

3.8. 各担当業者の役割について

各業者の役割を以下の表 3.1「各担当業者の役割」に示す。

表 3.1 各担当業者の役割

No.	分担区分	担当範囲
1	プロジェクト管理支援業者 (平成 18 年度に調達済)	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト全体を通して、プロジェクト実施計画遂行の支援、工程進捗管理の支援、納品物の検収支援、移行業務の管理支援を行う。 基幹業務部分に係る開発担当者、周辺業務部分に係る開発担当者、ハードウェア納入担当者、運用管理サービス担当者、データセンタ担当者、バックアップセンタ担当者に関する調達の支援を行うほか、庁内意見調整、パブリックコメントへの対応支援を行う。
2	設計・開発担当者 (平成 18 年度に調達済)	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁運営基盤システムの稼働責任を負い、業務及びシステムの外部設計・内部設計、基盤機能部分・業務モデルに関する機能・システム間インタフェースの開発・結合テスト・総合テスト、データ移行、システム切替を担当する。 基盤機能部分・業務モデルに関する機能・システム間インタフェースに係る成果物について、運用管理サービス担当者への引継を行う。 特許庁及び運用管理サービス担当業者の実施する受入テスト(ユーザテスト)、業務試行、本番稼働後ヘルプデスク業務の支援を行う。 稼働準備にて実施する教育・研修について、マニュアル等(運用マニュアル、各種研修資料)の作成、運用管理サービス担当者へのインストラクション、教育・研修の実施支援を行う。
3	基幹業務部分に係る開発担当者	<ul style="list-style-type: none"> 業務処理機能のうち、基幹業務(出願の受付、方式審査、実体審査、登録、審判、公報発行に至る、事件に係る事務処理を行う業務)部分に係る開発・結合テスト・総合テストを担当する。 基幹業務部分に係る成果物について、運用管理サービス担当者への引継を行う。 受入テスト(ユーザテスト)以降の各工程において、特許庁、プロジェクト管理支援業者、設計・開発担当者あるいは運用管理サービス担当業者の指示の下、支援を行う。
4	周辺業務部分に係る開発担当者	<ul style="list-style-type: none"> 業務処理機能のうち、周辺業務(支援業務のうち、統計等の業務)部分に係る開発・結合テスト・総合テストを担当する。 周辺業務部分に係る成果物について、運用管理サービス担当者への引継を行う。 受入テスト(ユーザテスト)以降の各工程において、特許庁、プロジェクト管理支援業者、設計・開発担当者あるいは運用管理サービス担当業者の指示の下、支援を行う。
5	ハードウェア納入業者	<ul style="list-style-type: none"> 本番稼働及び稼働支援に使用するハードウェア、オペレーティング・システム、ミドルウェア等の既製のソフトウェア製品等の納入、据付、環境設定及び既存機器との接続確認等を担当する。 ハードウェアに係る成果物について、運用管理サービス担当者への引継を行う。
6	運用管理サービス担当者	<ul style="list-style-type: none"> 受入テスト(ユーザテスト)、業務試行を担当する。ただし、設計・開発担当者、基幹業務部分に係る開発担当者及び周辺業務部分に係る開発担当業者の支援を受けるものとする。 稼働準備にて、教育・研修の環境準備と実施を担当する。ただし、教育・研修の資料準備及び実施について設計・開発担当業者の支援を受けるものとする。 本番稼働後の運用管理業務とヘルプデスクを担当する。ただし、稼働後必要な期間は、ヘルプデスク業務について設計・開発担当業者の支援を受けるものとする。
7	データセンタ担当者	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁運営基盤システムの本番環境・稼働支援環境を設置する借室(データセンタ)、及びそれらの機器の電力等を提供する。
8	バックアップセンタ担当者	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁運営基盤システムのバックアップ環境(受付機能、記録原本機能)に必要な機器を設置する借室(バックアップセンタ)、及びそれらの機器の電力等を提供する。

3.9. 今後の各調達の詳細スケジュール

今後の各調達の詳細スケジュールを以下の表 3.2「各調達の詳細スケジュール」に示す。

表 3.2 各調達の詳細スケジュール

No.	調達名	調達プロセス		予定
1	基幹業務部分に係る開発担当業者の調達	意見招請	官報公示	平成 21 年 11 月中旬
			意見提出期限	平成 21 年 12 月中旬
		入札公告	官報公示	平成 22 年 3 月中旬
			入札説明会	平成 22 年 3 月中旬
			提案書提出期限	平成 22 年 5 月中旬
			落札者決定	平成 22 年 6 月下旬
2	周辺業務部分に係る開発担当業者の調達	意見招請	官報公示	平成 22 年 5 月上旬
			意見提出期限	平成 22 年 6 月上旬
		入札公告	官報公示	平成 22 年 8 月中旬
			入札説明会	平成 22 年 8 月下旬
			提案書提出期限	平成 22 年 10 月中旬
			落札者決定	平成 22 年 11 月中旬
3	ハードウェア納入業者の調達	意見招請	官報公示	平成 22 年 10 月下旬
			意見提出期限	平成 22 年 11 月下旬
		入札公告	官報公示	平成 23 年 1 月下旬
			入札説明会	平成 23 年 2 月上旬
			提案書提出期限	平成 23 年 4 月上旬
			落札者決定	平成 23 年 6 月下旬
4	運用管理サービス担当業者の調達	意見招請	官報公示	平成 23 年 10 月上旬
			意見提出期限	平成 23 年 11 月上旬
		入札公告	官報公示	平成 24 年 1 月中旬
			入札説明会	平成 24 年 1 月下旬
			提案書提出期限	平成 24 年 3 月中旬
			落札者決定	平成 24 年 4 月下旬
5	データセンタ担当業者の調達	意見招請	官報公示	平成 22 年 9 月下旬
			意見提出期限	平成 22 年 10 月下旬
		入札公告	官報公示	平成 23 年 1 月上旬
			入札説明会	平成 23 年 1 月中旬
			提案書提出期限	平成 23 年 3 月上旬
			落札者決定	平成 23 年 4 月中旬
6	バックアップセンタ担当業者の調達	意見招請	官報公示	平成 23 年 10 月上旬
			意見提出期限	平成 23 年 11 月上旬
		入札公告	官報公示	平成 24 年 1 月中旬
			入札説明会	平成 24 年 1 月下旬
			提案書提出期限	平成 24 年 3 月中旬
			落札者決定	平成 24 年 4 月下旬

4. その他調達内容に関する事項

4.1. 評価方式及び契約形態

各調達に関する評価方式については、原則として一般競争入札（総合評価落札方式）によるものとする。個々に分離された調達に関する評価方式及び契約形態を、表 4.1 「各調達に関する評価方式及び契約形態」に示す。

表 4.1 各調達に関する評価方式及び契約形態

No.	調達名	評価方式	契約形態
1	基幹業務部分に係る開発担当業者の調達	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
2	周辺業務部分に係る開発担当業者の調達	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
3	ハードウェア納入業者の調達	一般競争入札 (総合評価落札方式)	賃貸借契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
4	運用管理サービス担当業者の調達	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(単年度契約)
5	データセンタ担当業者の調達	一般競争入札 (総合評価落札方式)	賃貸借契約(単年度契約)
6	バックアップセンタ担当業者の調達	一般競争入札 (総合評価落札方式)	賃貸借契約(単年度契約)

4.2. 知的財産権の取扱い

本システムの設計・開発工程を実施した結果作成された知的財産権について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利は当庁に帰属するものとする。

成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利をいう。）は、当庁により受託者に対価が完済されたとき受託者から当庁に移転するものとする。受託者は、著作者人格権を行使しない。ただし、受託者又は第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者又は第三者に留保される。

4.3. 入札制限

以下の内容を調達仕様書に記載する。

4.3.1. 応札条件

本調達の公平性を図る観点から、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者（当該しない者であること。ただし、③に該当するものについては、「ハードウェア納入業者の調達」「運用管理サービス担当業者の調達」「データセンタ担当業者の調達」「バックアップセンタ担当業者の調達」への参加を妨げないものとする。なお、詳細な応札条件については、各調達仕様書で明らかにする。

- ① 経済産業省 CIO 補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給付の特例に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号）

に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現在属する又は過去 2 年間に属していた事業者

- ② 「新事務処理システム設計・開発のプロジェクト管理支援業務」の受託者（本計画書における「プロジェクト管理支援業者」）
- ③ 「業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発」の受託者（本計画書における「設計・開発担当者」）

4.3.2. 留意事項

予定されている調達の一部又は全部の調達手続きが不調となった場合は、委託業務期間を見直すことがある。

4.3.3. 再委託

受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできないものとする。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を当庁に報告し、承認を受けることとする。また、受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、当庁に報告し、承認を受けることとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。

4.4. 制約条件等

制約条件等については、各調達仕様書で明らかにする。

5. 本計画書の妥当性証明について

5.1. 調達担当課室の長

特許庁 総務部 情報システム室長 園 充

5.2. CIO補佐官等

本調達計画の内容は、「情報システムに係る政府調達の基本指針（2007 年（平成 19 年）3 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」の内容に照らし、妥当であると判断した。

ただし、開発・運用工程については多数の業者が入ることになり、業者間の調整に手間取る可能性もあることから、業者管理には細心の注意を払う必要がある。

経済産業省 CIO 補佐官

6. 本計画書に関する窓口連絡先

特許庁 総務部 情報システム室 金子 広道

電話 : 03-3581-1101 内線 2534

E-mail : PA0I40@jpo. go. jp